

## 別紙様式 4

随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
試験研究委託 非可食性植物由来化学品製造プロセス技術開発/木質バイオマスから各種化学品原料の一貫製造プロセスの開発	森林総合研究所 所長 沢田治雄 (茨城県つくば市松の里1)	平成30年4月1日	国立大学法人東京大学 農学系事務部長 吉田雅彦 (東京都文京区弥生1丁目1番1号) 5010005007398	会計規程第40条第1項第1号本事業は(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため	—	12,000,000	—	—	—	—	—	複数年契約 30.4.1~ 32.1.31
土地使用料（長期） （林木育種センター）	森林研究・整備機構 理事長 沢田治雄 (茨城県つくば市松の里1)	平成30年4月1日	茨城森林管理署 (茨城県水戸市 笠原町978-7)	会計規程第40条第1項第1号その場所でない等業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	23,050,000	—	—	—	—	—	—
土地使用料（長期） （林木育種センター）	森林研究・整備機構 理事長 沢田治雄 (茨城県つくば市松の里1)	平成30年4月1日	茨城森林管理署 (茨城県水戸市 笠原町978-7)	会計規程第40条第1項第1号その場所でない等業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	1,153,100	—	—	—	—	—	—
土地使用料（長期） （北海道育種場）	森林研究・整備機構 理事長 沢田治雄 (茨城県つくば市松の里1)	平成30年4月1日	石狩森林管理署 (北海道札幌市中央区 南9条西23丁目1番10号)	会計規程第40条第1項第1号その場所でない等業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	5,826,600	—	—	—	—	—	—
土地使用料（長期） （東北育種場）	森林研究・整備機構 理事長 沢田治雄 (茨城県つくば市松の里1)	平成30年4月1日	盛岡森林管理署 (岩手県盛岡市 北山2-2-40)	会計規程第40条第1項第1号その場所でない等業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	17,064,300	—	—	—	—	—	複数年契約 30.4.1~ 33.3.31
土地使用料（長期） （東北育種場 奥羽増殖保存園）	森林研究・整備機構 理事長 沢田治雄 (茨城県つくば市松の里1)	平成30年4月1日	山形森林管理署 (山形県村山市 楯岡笛田3丁目3-7)	会計規程第40条第1項第1号その場所でない等業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	7,005,000	—	—	—	—	—	複数年契約 30.4.1~ 33.3.31
流下土砂と立木の相互作用を検証する水路実験請負業務	森林総合研究所 所長 沢田治雄 (茨城県つくば市松の里1)	平成30年4月27日	(株)建設技術研究所 (東京都中央区日本橋浜町3-21-1) 7010001042703	会計規程第40条第1項第1号契約事務取扱要領「随意契約の基準」1-(2)-イ研究・実験を継続的に実施している場合における観測データ等の連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器及び材料並びに技術等であって、業者が一に限定されるものを当該業者から購入又は行わせるとき	—	6,220,800	—	—	—	—	—	—

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。